

### 3. 個別ヒアリング調査による事例調査の結果

本年度の委員会では、次の4事例について個別ヒアリング調査を行い、その結果把握できた虐待対応の問題点から、あるべき虐待対応のポイントを整理した。

- 若い両親と乳児の家庭で起きた事例
- 離婚後に双子を含む3人のきょうだいを養育する母子家庭で起きた事例
- 双子を含む4人きょうだいを養育する母子家庭と内縁の男性の間で起きた事例
- 施設の入退所等を経て家庭復帰した後に起きた事例

#### (1) 双子に関するリスクケースの発見と予防的支援

##### (事例紹介)

- 母親は、離婚後、一人で双子を含む3人きょうだいを育てており、保育所への送迎や健診受診もしっかり行っていたが、双子の一人がなつかず大泣きしたためにカッとなって腹を踏みつけるなどの暴行を加え、腹腔内出血で死亡させた。

##### (ポイント)

- 双子の育児は、母親によっては大きな負担になり、リスク要因の一つにもなり得ることから、注意して接することが必要です。

##### 【解説】

双子の育児については、母親によっては大きな負担になることがあり、特に、離婚などによって母親が一人で育児をしているなど、他の要素が重なった場合には、大きなリスク要因になります。

双子を持った母親に対しては、他のリスク要因を抱えていないかといった視点で注意して接するとともに、実際に抱えている問題があれば、その解消に向けた支援を行うことが重要になります。

#### (2) 虐待の気づき・発見

##### (事例紹介)

- 乳児家庭全戸訪問事業において訪問した者が、母親が生後間もなくから、夜間、飲食店に勤め始めていたことを聞いていた。
- 離婚によって転居したため、出産した医療機関からのリスク情報が転居先に繋がっていなかった。
- 児童扶養手当の申請事務は、窓口で事務的に行われるだけで、母子自立支援員等が積極的にかかわりを持つことはなかった。
- 子どもが通っていた保育所や幼稚園では、傷やあざの状態等から虐待の状態を

重く受け止めており、また、病院からも通告があったにもかかわらず、児童相談所は虐待と判断していなかった。

#### (ポイント)

- 乳児家庭全戸訪問事業において、訪問した際に些細と思われる情報であっても、実は家庭の置かれた状況を如実に表すこともあるので、これを丁寧に記録し、速やかに市町村の担当部署に報告することが重要です。支援の有無を検討・判断する際に、他の者が記録を見ることで訪問した者が気づかない異変に気づくことができます。  
そして、市町村の担当部署では、報告に基づく検討の際に、家庭に関する基本情報も併せて検討し、支援の必要性を検討すべきと判断される家庭についてはケース検討会議につなげていくことが大切です。
- 養育支援が必要な子どもの情報は、担当する機関で把握するとともに、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）での協議を通じて共有しあうことが必要です。また、転居した場合には、転居先の調整機関等に情報を提供することが重要です。
- 離婚して間もない母子家庭は、将来に対する不安など母子家庭特有の悩みを持つことから、きめ細かい対応ができる母子自立支援員が対応することが必要です。
- 日頃の子どもの生活状態を観察している保育所や幼稚園からの虐待（疑いを含む。）の通告があった場合、児童相談所は特に注意して、子どもの安全確認を行うことが必要です。
- 病院の医師等は専門的知見を有しているので、病院等からの通告については、虐待の可能性が極めて高いものとして重く受けとめて対応する必要があります。

#### 【解説】

子ども虐待の対応の基本は、虐待の発生予防、虐待が発生した場合の早期発見・早期対応、虐待が深刻な場合の子どもの安全確保、親子分離、家族再統合のように切れ目のない活動です。特に、虐待が深刻になる前の発生予防、早期発見・早期対応は、虐待による子どもへの影響を予防する観点から非常に重要です。

子ども虐待が発生する原因は、保護者の失業等による経済的困窮、心身の不調や疾病、障害の存在、養育知識の不足等の要因が複雑に絡み合って起こると考えられています。このことから、虐待の予防、早期発見のためには、子どもがいる世帯の状況について、子どもと関わる仕事をしている者は常に注意を払い、少しでも気になる情報を把握した場合は、一人で判断したり抱え込まずに、市町村の児童福祉部門や児童相談所に相談するようにしましょう。

市町村の児童福祉部門や児童相談所は、子ども虐待について、関係機関や住民から

情報提供を受けた場合は、児童虐待防止法の「通告」として受け止め、子どもの安全確認を徹底するとともに、家庭で起こっている状況について情報収集を行い、組織としてアセスメントをすることが重要です。

また、支援を行っている家庭が転居した場合は、転居先の自治体に必要な情報提供を確実にを行い、支援が途切れてしまわないようにすることが必要です。

### (3) 通告・相談があった場合の対応（情報収集の方法）

#### （事例紹介）

- 通告・相談を受けて、子どもとの面接を行い状況を確認しているが、子どもとの面接で得た情報を保護者に話して事実確認をしていた。

#### （ポイント）

- 子どもとの面接で得た情報を、虐待をしている疑いのある保護者に問いただすことは行ってはならない行為です。保護者は、その場で巧みに取り繕う技術を持っている上に、その後、子どもに口止めを強制することとなります。したがって、子どもとの面接で得たことを保護者に直接確認するようなことは絶対にしないことが重要です。

#### 【解説】

一般に、子どもは自分が虐待を受けている事実を第三者に告げることに抵抗を示すといわれています。子どもに対して虐待の事実確認を行う場合は、このことに留意して行う必要があります。子どもとの面接で得た情報について、虐待をしている疑いのある保護者に問いただすと、保護者が自分の都合のよいように話を進めたり、子どもに口止めを強制する可能性が高いことから、直接的な質問や言い回しによる確認は行ってはいけません。面接等で子どもから得た情報について保護者に確認する必要がある場合は、一時保護等により子どもの安全を確保してから行います。

### (4) 情報収集とアセスメント

#### （事例紹介）

- 家庭訪問による調査を実施していない。きょうだいが、腕を骨折するなど不審なけがをしており、現状確認をする必要があった。
- 内縁の男性について、過去にDVを起こしたとの情報があるにもかかわらず、その情報を重く受け止めていなかった。
- 周期的に、きょうだいにあざや怪我ができていた。
- アセスメントに必要な実母等の家族の生育歴や養育環境を十分に把握していなかった。

**(ポイント)**

- 子ども、保護者との面接が行われていたとしても、家庭訪問により家庭内の実際の状態を確認することが、家族の話の裏付けにもなるので重要です。
- 内縁男性の存在は、新たに複雑な家族関係を生じさせることとなり、特に、その男性によるDVがあるとすれば、虐待の危険要因になるとも考えられます。時間の経過とともに家族を力で支配することも考えられるので、様々な情報をもとに判断する必要があります。
- 実母等の家族の生育歴や養育環境は、アセスメントをする際に必要不可欠な基本的な情報であることから、これらの情報については、援助方針決定前のできるだけ早い時期に情報収集をすることが重要です。

**【解説】**

子ども虐待が発生する原因は、保護者の失業等による経済的困窮、心身の不調や疾病、障害の存在、養育知識の不足等の要因が複雑に絡み合っていることから、虐待の対応に当たっては、家族についての情報を十分に把握する必要があります。特に、家族の生育歴や養育環境の把握は、アセスメントや支援方法を検討する上で必要不可欠な情報なので、支援の開始時だけでなく、支援を行う過程においても、必要に応じて情報収集を行い、状況によっては、再アセスメントや援助方針の見直しをします。

**(5) 受傷機転不明のけが**

**(事例紹介)**

- 本人の額にあざができていたり、きょうだいの顔や足に打撲痕ができており、児童相談所にも通報したが、原因が不明ということで一時保護等の措置はなされなかった。その後も、腕を骨折したりしたが、対応は取られなかった。

**(ポイント)**

- 受傷機転不明のけがの場合は、虐待のリスクが高く、早期に情報収集を行う必要があります。
- 情報収集等を行ったものの、虐待の事実の有無が解明されない場合は、一時保護等の措置をとってアセスメントを行うことも必要です。

**【解説】**

軽度の受傷機転不明のけがの場合、両親等からの説明に多少不自然な点があっても、虐待という観点からの対応が取られにくいことがあります。特に、乳幼児の頭部、顔面のけがは受傷程度にかかわらず極めて危険性が高いことに留意し、虐待の事実を明

白に否定する情報が得られない限り、原則として保護を行う必要があります。

受傷機転不明のけがは、けがの重症度だけの問題ではなく、潜在している虐待リスクを見逃してしまう可能性があることを念頭に対応を行うことが重要です。

## (6) 入所措置解除（援助の終了）、再一時保護とアセスメント

### （事例紹介）

- 施設入所等に反対する保護者や親族の抗議行動に抵抗しきれずに、家庭引き取りを主張する保護者のペースに巻き込まれ、家庭復帰を認めてしまった。
- 家庭復帰の条件の一つとして、ペアレントトレーニングを終了しているが、措置停止して程なく子どもが虐待を疑うけがをした。しかし、措置解除の方針を見直すことはなかった。
- 措置解除後に度重なる怪我をしているが、再度、一時保護や措置を行うことについて検討されていなかった。

### （ポイント）

- 保護者が攻撃的な場合であっても、裁判所の承認を得た児童福祉法第28条の措置で入所措置している事案については、児童相談所は子どもの安全を最優先して、毅然として保護者に対峙すべきです。
- 保護者や親族が強硬に引き取りを求めたとしても、家庭に戻る事が子どもの権利利益の保障につながると判断できない限り認めてはいけません。
- 家庭復帰を実現する手段としてペアレントトレーニング等を実施する場合には、実施する前の保護者への動機付けと、復帰後の家庭支援がセットになってこそ効果を発揮するものであることを認識すべきです。
- 家庭復帰に向けての過程において、虐待が疑われる状況が発生した場合は、慎重にアセスメントを行い、漫然と家庭復帰を目指す方針を継続するのではなく、必要に応じて家庭復帰の延期、措置停止の中断、一時保護の開始を検討すべきです。
- 措置解除後であっても、子どもに受傷機転不明の怪我等が発生した場合には、速やかに一時保護することや、再度の措置についてもためらわずに行うべきです。
- 関係機関において、いわゆる「見守り」を実施する場合は、その実施機関・内容について、可能な限り具体的に書面に記載して、関係機関の間で共有する必要があります。

### 【解説】

虐待の支援過程において施設入所等の措置を採った場合、親子関係の修復・改善が認められ、養育上の問題が改善されれば、子どもを家庭に復帰させることとなります。

入所措置を解除するに当たっては、保護者指導の効果や子どもの心身の状況等を十分に踏まえ、慎重に判断することが求められます。特に、保護者等が虐待の事実を否定している場合や保護者等が子どもの引き取りを執拗に要求している場合は、保護者が形式的に保護者指導を受けている場合もあることから、保護者指導の受け入れという事実だけをもって、家庭復帰の判断をしてはいけません。家庭復帰の判断は子どもの権利利益の保障が前提であり、それが担保できない場合は、家庭復帰の延期も考える必要があります。

家庭復帰に向けた取組みに関しては、厚生労働省が、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を示しており、この通知を参考にした取組みを行う必要があります。

この通知では、基本的な考え方において、保護者が虐待の事実と向き合い、家庭復帰できるのであれば子どもの福祉にとってもっとも望ましいことであるとする一方で、保護者に対する指導・支援の効果がないものまで家庭復帰をするべきでないと言明しています。また、この通知の「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」のチェックの視点では、保護者の項目において「虐待の事実を認めていること」を掲げており、家庭復帰の判断の要素となっていることに留意すべきです。

当然のことながら、措置停止中や措置解除後に事態の急変があれば、新たな措置を念頭にした方針を取るべきことは言うまでもありません。

また、関係機関で、いわゆる「見守り」を実施する場合、具体的な見守り内容が不明になりがちです。事態の変化があった場合でも見守りを継続していたといったケースもあることから、可能な限り、実施機関・内容を具体化して、それを書面に記載して関係機関の間で共有することが大切です。

## (7) 要支援ケースの移管、引き継ぎ

### (事例紹介)

- 母親がアンケート上の「イライラあり」の項目にチェックしていたほか、医療機関ケースワーカーから、母の面会が少なく来院しても本児をあまり抱かない、リストカット痕様のものがある、双子で上に第一子もいるなどの情報があり、母親の状況確認と養育支援が必要と判断して訪問を行った。初回の受け入れは良かったため、次回訪問を約束した。ところが、再訪問したところすでに転居後であった。当初、関係機関間で提供、把握された情報が転居先へ提供されることはなかった。

### (ポイント)

- 要支援家庭が転居してしまった場合、支援を行っていた地方公共団体は転居先の地方公共団体に確実にケース移管、引き継ぎ、連絡等を行う必要があります。
- 転居先の地方公共団体は、虐待を受けている子どもの生育歴や保護者についての情報を、転居前の地方公共団体等に情報収集する必要があります。
- 虐待を受けた子どもの通告以降の情報だけではなく胎児期からの生育歴も把握する必要があります。
- 子どもの発育・発達状況を確認する時に、少なくとも母子健康手帳を確認する必要があります。

#### 【解説】

的確なアセスメントを行い適切な援助方針を策定するためには、虐待の通告を受けた時点以降の子どもや保護者の情報だけでは不十分です。子どもについては、胎児期からの生育歴を確認する必要があります。虐待による死亡事例の検証結果によると、妊婦健診や乳幼児健診の未受診及び予防接種の未接種は重大なリスク要因と考えられます。これらの状況は、母子健康手帳を確認すれば把握できます。また、できるだけ正確な家族関係を把握し、ジェノグラムを描くことも必要です。

保護者については、虐待を行っていると思われる者だけでなく、両親（内縁関係、同居人等も含む）の状況を把握することが最低限必要です。保護者の情報で確認すべき事項は、年齢、職業、夫婦間暴力の有無、子どもとの関わりに加え、母については妊娠期の状況等です。子どもの出生以降に転居がある場合は、転居前の地方公共団体に照会するなどして、転居前の状況についても把握することが必要です。

同様に、要支援家庭として把握していた世帯が転居した場合には、転居先の地方公共団体にケースの引き継ぎを行うことが必要です。

### （8）乳幼児健診が医療機関に委託されている場合の連携

#### （事例紹介）

乳幼児健診を医療機関に委託している自治体において、10か月健診を医療機関で受診した際、実母の問診では子どもの泣き声でイライラすることがあることが書かれていたが、実母への保健センターの紹介・斡旋、連絡等が行われず、本児が虐待死に至る前の実母のSOSが把握できなかった。

#### （ポイント）

- 乳幼児健診が医療機関に委託されている場合、医療機関が育児不安等のリスク情報の把握をした際に、保健センター等に情報提供を行ってもらうことが重要であることから、連携の強化を図ることが必要です。
- 委託先の医療機関が児童虐待等の養育上の問題に気づき、情報がつながり易く

するためのパンフレットの作成・配布や講習会などの開催、保健医療システム作り等の取組が必要です。

**【解説】**

乳幼児健診が医療機関委託となっている場合、医療機関から保健センターへの経過観察依頼がない限り自治体側に情報が伝達されないことがあります。また、委託先の医療機関の医師が経過観察依頼をしなかった家庭について、自治体側でリスク把握をした場合、医師との関係を配慮しすぎて積極的な調査、介入が消極的になってしまうという問題もあります。

このため、医療機関との連携強化を図り、些細な情報でも気がついたことは積極的に提供してもらう関係を構築することが重要です。